

都市計画区域外の 土砂災害特別警戒区域 に注意！

都市計画区域外若しくは準都市計画区域外等（以下「都計外等」）では、一部の指定区域を除き、建築基準法第6条第1項第四号の建築物は確認申請が不要となりますが、都計外等でも土砂災害特別警戒区域の指定区域内となる場合は、確認申請等が必要となる場合がありますので注意してください。

詳しくは裏面をご覧ください。

都計外等（一部指定区域除く）で建築物を計画される場合は以下の点に注意下さい。

- ① 計画地が土砂災害特別警戒区域内に指定されており、計画建物が法第 6 条第 1 項第四号に該当する建築物で「居室」を有する場合には、確認申請が必要となります。
また中間検査や完了検査についても都計内と同様の取り扱いとなります。
- ② 法第 6 条第 1 項第一号から第三号に該当する建築物の場合は、土砂災害特別警戒区域の内
外や居室の有無に関係なく確認申請や検査は必要となります。
- ③ 居室を有する建築物の場合は、土砂災害等による衝撃に対して構造耐力上の安全検討が必
要となります。

《参考》都計外等（指定区域除く）にある土砂災害特別警戒区域は下の地区内にあります。

| | | |
|-----|---------|--|
| 姫路市 | 安富町 | 関、皆河、朽原、末広、名坂、三森、長野、塩野、狭戸、瀬川、三坂、植木野 |
| 宍粟市 | 一宮町 | 西深、生栖、能倉、東河内、草木、干町、黒原、上 岸田、横山、倉床、河原田 |
| 多可郡 | 多可町加美区 | 鳥羽、轟、岩座神、棚釜、多田、寺内、山野部 |
| | 多可町中区 | 門前、糶屋、坂本、徳畑 |
| | 多可郡八千代区 | 大屋、坂本、大和、下村、下三原、中野間、仕出原 |
| 神崎郡 | 神河町 | 上小田、南小田、高朝田、上岩、新野、大河、長谷、猪篠、大山、越智、大畑、新田、岩屋、山田 |
| 朝来市 | 和田山町 | 三波、殿、岡 |
| 美方郡 | 新温泉町 | 中辻、飯野 |

（注）平成 28 年 7 月 30 日現在の指定区域です。指定区域は随時更新されておりますので注意して下さい。

※ 詳細位置は兵庫県のホームページに掲載の「兵庫県 CG ハザードマップ」により
確認して下さい。（各市町村の担当係の窓口でも閲覧できます。）

「兵庫県 CG ハザードマップ」<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

《関係条文》

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（第 9 条）

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜等の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

（第 24 条）

特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第 20 条第 1 項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

（第 25 条）

特別警戒区域（建築基準法第 6 条第 1 項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第 6 条から第 7 条の 5 まで、第 18 条、第 89 条、第 91 条及び第 93 条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。